

名古屋大学消化器内科同門会

事務局処務細則

平成26年1月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、会則第43条第2項の規定に基づき、事務局の職制及び事務処理について定めるものである。

(適用)

第2条 本会の事務は、会則その他特に定められたもののほか、この細則の定めるところによる。

(定めのない事項)

第3条 この細則に定めのないもので、事務局処理上必要な事項は、会長がこれを定める。

第2章 事務局の組織

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長・・・本会の会計担当幹事

(2) 課員・・・若干名

2 前項の職員のほか、必要に応じて嘱託を置くことができる。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総轄し、課員を指揮監督する。

2 課員は、所掌の事務その他の用務に従事する。

3 嘱託は、特定の事務に従事する。

第3章 職員の責務と服務規律

(職員の職責)

第6条 職員は、本会の目的を自覚し、会則及び細則を遵守し、上長の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力して、誠実公正に職務に従事しなければならない。

(文書等の取扱い)

第7条 文書等の取扱いについては、確実・迅速な処理と連絡を図り、その秘密を守りかつその責任の所在を明らかにしなければならない。

(服務規律)

第8条 職員は、常に次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本会の体面を汚し、又は信用を害さないこと
- (2) 品位を保ち、名誉を重んじること
- (3) 諸規定を守り、上長の指示・命令に従うこと
- (4) 業務上の機密を他に漏らし、又は窃盗しないこと
- (5) 誠実・丁寧かつ敏活に業務を遂行すること
- (6) 諸設備、機械、器具、貸与品等の取扱いを丁重にし、材料、消耗品等の節用に努めること
- (7) 他の迷惑となる行為をしないこと

(職場の安全と健康管理)

第9条 職員は、常にその職場を整理整頓し、安全及び保健衛生に関する諸規定を守り、上長の指示に従い、常に災害防止並びに保健衛生に努めなければならない。

第4章 雑 則

第10条 細則に定めのない事項については、会長の承認を経てこれを定める。

附則

- 1、この細則は、平成26年平成26年1月1日から施行する。